

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	研究倫理における所有権の考察
Author(s)	余, 佳城
Citation	HABITUS , 23 : 87 - 103
Issue Date	2019-03-20
DOI	
Self DOI	10.15027/47376
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00047376
Right	
Relation	



研究倫理における所有権の考察

余 佳 城

(広島大学大学院博士課程後期)

一、はじめに

近年、研究倫理を求める声が高まってくる一方、現実には、研究倫理に違反する事例は後を絶たず、とくに大学では論文の盗用が深刻な問題になっている。例えば、2017年11月30日の読売新聞には、東京大学の元博士周倩氏の博士論文に盗用があったため、東大は博士号を取り消したという記事がある¹⁾。同じような報道が中国においてもみられる。一例を挙げれば、2013年、名門の北京大学歴史系の元博士于艶茹氏はフランス語で書かれた他人の論文を中国語に翻訳して自分の学術論文として発表したため、北京大学はそれを論文の盗用とみなし、彼女の博士号を撤回する決定を下すことになった²⁾。

以上のような論文の盗用・剽窃の例は氷山の一角に過ぎない。なぜ「論文の盗用・剽窃」が後を絶たないのか。そしてとりわけ、なぜ自然科学だけではなく、人文科学においても盗用・剽窃が起こっているのか。この疑問に対し、先行研究の検討を整理すると、その原因として次の二点が挙げられている³⁾。第一に、発見が容易になったためである。情報の入手や交換の手段が発達するにつれて、剽窃論文と盗用元とをインターネットで容易に比較できるようになったので、誰かが他人の論文を「盗用」していても、簡単に発覚するようになったのである。第二に、研究上のストレスや成果主義の煽りや若手研究者に対する研究倫理教育の不足なども指摘されている。

確かに研究不正の原因にはテクノロジーの著しい発展や研究者自身をめぐる

問題がある。しかし重要なのは、人文科学と自然科学とで、その不正の傾向が異なるという点である。例えば、人文科学は自然科学と比べて、改ざんやねつ造が起こる例は少ないが、盗用・剽窃が起こる例は多い。先行研究ではこの違いがなぜ生じるのかうまく説明できないように思われる。そこで私は、人文科学における研究不正のこのような特徴は、文化的な影響を受けているのではないかと考えた。ゆえに、先行研究が挙げた原因は自然科学の研究不正の原因の説明としては適切かもしれないが、人文科学の盗用・剽窃の説明としては不十分であり、検討の余地があると考えたのである。そのために、本稿は人文科学における論文の盗用・剽窃の原因を、文化的視座から考察する。具体的には、本稿は東西文化における学問への理解及び、知的所有権の哲学的根拠としてよく引用されるロックの労働所有説の考察を通じて検討を進めていく。

二、学問の基礎

自然科学でも人文科学でも、研究者は自分の研究の独自性や先駆性を求められる。しかし、人文科学では、博引傍証がきわめて重要であり、人文科学の論文にとって必要不可欠なものである。したがって博引傍証は人文科学の「学問」の基礎だといえるだろう。しかし、そもそも学問とは何であろうか。

学問の理解については、東洋と西洋で違いがある。西洋では、「学問」は「Science (科学)」を意味し、その語源はラテン語の「*scientia*」である。そしてラテン語の *scientia* は、ギリシアにおいて知識を意味した「*episteme*」の訳語として用いられたものである⁴⁾。そのため学問としての「Science (科学)」の歴史は、ギリシアの *episteme* に遡ることができる。

現代の我々が『科学』ということばで理解しているような意味での科学は、全般的にギリシアにおける古典的な思想のうちに、近代性を具備している

といい得るところを見出すことはできる…古代から近代にまでつながりをつけ、ルネサンス以来、自然科学の形成に示されたギリシア自然学的思想の寄与は、自然科学の歴史的研究によって実証されている。かくして『ギリシアの科学』は、あくまでもギリシアの自然学ではあるけれども、歴史的には自然学の古代的形態であり、我々のいうところの自然科学は、その歴史的発展としての自然学の近代化ないし近代的形態にほかならない⁵⁾。

このように、ギリシアの自然学が現代科学の発展の土壌となり、西洋での科学は学問そのものと同程度の歴史を持つ。同じような理解は『哲学事典』における「科学」に対する解釈にも見られる。科学の「語源であるラテン語の *scientia* は…より狭義には、経験的・個別的な知識から区別された論理的・体系的な知識を意味する言葉として、『学』または『学問』と同義に用いられる。この意味での科学は、古代ギリシアにおいて成立したものといわれ、哲学との区別や対立はない⁶⁾という。要するに、西洋では古代ギリシア時代以来、「学問」は経験とは異なる「論理的・体系的な知識」として捉えられてきた。現在の「科学」としての学問はその結果であろう。

これに対し、東洋（中国）では「学問」への理解が異なる。それは、『論語』に「學而時習之、不亦説乎（習ったことを機会があるごとに復習し身につけていくことは、なんと喜ばしいことでしょうか）」⁷⁾とあるように、「學」は「学ぶ」「まねぶ」を意味し、「学問」というのは師の教えに従って「まねる」ことだとされてきた。『論語』にだけでなく、韓愈の「師説」にも学問の態度について言及されている。「師説」では、「古之学者、必有師。師者、伝道授業解惑也（昔の学問を学ぶ者には、必ず師がいた。師とは、道（＝儒家が理想とする人間のあり方）を伝え、知識や技術を授け、疑問や迷いを解くためのものである）」⁸⁾と述べられているように、学問をする人は学者と称され、学問をする人は必ず

師に従ってまねるとされる。日本でも、学問に対する認識には類似性があり、またこのような認識は近代にも残り続けていた。例えば福沢諭吉の『学問のすすめ』の冒頭において、「学問とは、ただ難しき字を知り、解し難しき古文を読み、和歌を楽しみ、詩を作るなど、世上に実のなき文学を言うにあらず。(学問とは、ただむずかしい字を知って、難しい古文を読んで、和歌を楽しみ、詩を作るなど、世間での生活の上で役に立たない文芸などの学問をいうのではない。)」⁹⁾と述べられている。このように、福沢は従来の学問への認識を批判している。つまり、ただむずかしい字を知って、難しい古文を読んで、和歌を楽しみ、詩を作るなどという中国のような学問の理解は、世間での生活の上で役に立たない文芸に過ぎないのである。そのため、彼は世間で普通に日々役に立つような実学を推奨している。福沢の批判から、当時の日本での学問への理解は中国式であり、すなわち師の教えに従ってそれをまねて、古文を読めたり、詩を作ったりすることができるという中国文化的なものである。この意味で、学問の捉え方は日本でも中国でも共通しているといえるだろう。

もちろん、古代の賢者の著作を読み解き、解釈を重ねるといえるのは中国や日本の学問だけの特徴というわけではない。例えば先に挙げた西洋でも、少なくとも中世までは、学問とは古代ギリシアやローマの哲学者がギリシア語やラテン語で残した古典を読み解くこととほぼ同じであり、その点では孔子や荀子の古典の読解を重視した東洋の学問と変わらない。しかし、東洋の場合は「師の教えに従う」という儒教文化がより強く現れる。西洋の場合、同じ古典の読解でも、新たな解釈や師への批判が評価されてきたが（もちろんキリスト教の教義に反しない限り、という限定はつくが）、東洋の場合、そもそもそうした研究が忌避される傾向にあった。

以上のことから、少なくとも東洋においては、学問の基礎は「ものまね」にあるといってもよい。「ものまね」もしくは「模倣」について、「社会は模倣で

ある」という名言で世に知られる社会学者ガブリエル・タルドは、著書『模倣の法則』において、模倣を次のように定義している。

模倣とは、距離を置いた二個の脳の間の一作用であり、その作用たるや、一の脳という鋭感性の種板に依って他の一の脳という像が半ば写真術的に写し出されるという作用より成立つものに外ならぬ。…私のいう意味の模倣とは、いわば意欲的なる否と、受動的なる能動的なるを問う事なく、精神間の写真の印象をいうのである¹⁰⁾

学問の基礎が模倣なのであれば、学問をする人の中には、このような精神間の作用が起こっていると考えられる。自然科学では学問のこうした側面は薄れたが、人文科学においてはこの傾向は未だに残っているように思われる。このように、模倣は人文科学の理論にとって欠かせない存在でもあり、その一般的特徴といえる。

しかし、「模倣」が人文科学の特徴だといっても、「模倣」が「盗用」や「剽窃」を意味するわけではない。東洋の学問において「師の模倣」が望まれたというのは、「師が書いたものを自分の文章として発表してもよい」という文化ではまったくない。そこで「模倣」とされたのは、「師と同じように古典を読み解く」という能力の観点である。しかし、能力や技能の模倣が単なる「見かけ上同じであればよい」という形式になってしまえば、容易に盗用や剽窃に繋がってしまうだろう。その線引きは非常に曖昧である。

この点で、盗用や剽窃が人文科学で多く見られることには、少なからず、文化の影響があると考えられる。『論語』からにせよ、「師説」からにせよ、長い伝統を誇る中国では、師に従って「まねる」行為は「学問」の基礎でもあった。それゆえ、中国の人は昔から、「ものまね」は悪いことではなく、むしろそうし

ないのを悪いと考えてきた。このことは、「師説」からも窺える。「惑而不從師、其為惑也、終不解矣。（迷っていて、（学ぶために）師に付き従わないならば、その迷いは、結局解けないだろう）…嗟乎、師道之不伝也、久矣。欲人之無惑也、難矣。（ああ、師に対する正しい考え方が伝わらなくなってしまったから、久しくなった。人が迷いを無くしたいと思っても、難しい）…孔子曰、『三人行、則必有我師』（孔子が言うことには、「三人が何か行動すれば、（その三人の中に）必ず自分の師とすべき人がいる」と）」¹¹⁾。このように、師に付き従うことは師の教えをまねることになり、「従師」という観念は「ものまね」の観念に基づいている。日本文化においても、「以心伝心」という言葉がある。これは、もともと禅家で言語では表されない真理を師から弟子に伝えることを意味する¹²⁾。しかし、現在では技術は師匠から盗むものだという意味をも含まれている。当然、こうした文化では権利の観念は存在しない。むしろ『論語』に「三人行、則必有我師」とあるように、互いに盗みあうことが美德とされた。

このように、学問は東洋では「ものまね」という側面から捉えられ、さらに東洋のこうした「ものまね」を重視する文化では、西洋のような「著作権」や「知的所有権」という意識がそもそも薄いのではないかと思われる。こうした文化では、ものまねと盗用との線引きは曖昧であり、不注意でものまねから盗用の領域に踏み込んでしまうこともあるだろう。その曖昧さを回避するために、「権利」概念の考察が有効である。権利概念の中で、本論文の問いに緊密な関係を有するのは「知的所有権」である。知的所有権の思想根拠として言及されるのはロックであるため、以下の節ではロックの主張を検討する。

三、ロックの労働所有説

周知のように、ロックの労働所有説は、「アダムがこの世界に対する完全な支配権を有しており、アダムの継承者である国王もその支配権を主張することが

できる」¹³⁾というフィルマーの王権神授説を批判したものである。ロックはグロティウスらの自然法論者の理論を継承し理論化して、それに基づいて財産権や所有権の分析に応用し、ひいては自らの社会・国家・法律の学説を提唱した。

以下では、ロックの労働所有説を概観する。前述したとおり、ロックは自然法論者の理論を踏襲しているため、自然法論者が直面する問題と同じ問題を抱えている。それはフィルマーからの批判であり、すなわち「一体如何にして自然法は、一方で共有の物が存在することと宣言しつつ、他方で私的所有の状態を導くことができたのか」¹⁴⁾ということである。この批判に答えるためにロックは、人間は自分自身の身体に対する所有権を生まれつき持っている、という前提から議論を始める。この身体への所有権は自然法に基づき自己保存のために必要であり、人間生来に与えられた天賦的権利である。それゆえ、どんな社会でも、その社会の法律はそうした人の権利を保障しなければならず、法律の合理性はそれによるのである。

そもそも人間は、自分自身の身体以外には、生来何も所有していない。それゆえ、自然状態における共有物は、もともと私的所有が許されないものである¹⁵⁾。しかしロックは「労働」という概念を用いることで、こうした本来許されていない自然状態における共有物を、私的所有が許されるものに転換することが可能であると説明している。その転換は端的に言って、労働と所有権の関係を構築することであり、次のことを意味する。まず、ロックは、「自分自身の身体に対する所有権を有していることは、彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼のものであるといってもよい」¹⁶⁾と主張している。この主張から、自分自身の労働は、自分自身でおこなったがゆえに、自分のものである、とすることができる。そして自然状態における共有物に労働を混合させれば、それは労働の成果とみなされる。そして労働の成果は、自分の所有する身体の動作の結果として生じたものであるがゆえに、私的所有物とみなされる。このように労働

それ自体の所有権から、私的所有権に変化することができる¹⁷⁾。

このように、ロックの労働所有説は、所有権の概念が身体から共有物まで拡大したものである。すなわち「自己保存」という自然法による権利から、身体や労働への所有権が確定され、さらに労働を通じて自然状態の共有物が私的なものとなりうる、という学説である。ロックは自説を神の命令と自然法の定めによって保証する。つまり、所有権の正当性の根拠づけについて、**Drohas**の解釈によると、「労働と所有権の結びつきは神の命令により、もしくは自然法の定めによりあるいは両者ともにより存在するものである」¹⁸⁾。また、神は世界の共有物や理性や生活上の便宜を人々に与える¹⁹⁾。その目的は、働くことによって「衣食住や快適な生き方といった生活の利便性を人々が享受しうる」²⁰⁾、ようにすることである。そして、**Drohas**はロックの労働所有説を次のように簡潔に要約している。

- 1、神は世界を人々に共有物として与えた。
- 2、全て人は自分自身の身体に対する所有権を有している。
- 3、ある人の労働は彼に帰属する。
- 4、ある人が自らの労働を共有物に付け加えるときはいつでも、それは彼の所有物となる。
- 5、所有権には共有物を他の共有者にも十分にそして同じようにたっぷり残すことという条件がつく。
- 6、人は、自らの便宜のために利用できる分より多くのものを共有物から取り出すことはできない²¹⁾

この六点がロックの労働所有説の要点である。

以上のことから、ロックの労働所有説に基づいた所有権論がどのようなものであるかが明らかになった。そして易继明によれば、ロックの労働所有説の寄与は次の三つであるとされている。「第一に、ロックの労働所有説は権利の本位を強調し、所有権を天賦的権利として唱え、個人の財産権もしくは所有権を絶

対視した思想的基盤である。第二に、労働所有説は労働価値説であり、財産権の合法的基礎を提供し、社会発展における価値の中心が「労働」にあることを確定している。第三に、個人の人格権は労働の創造物であることによって拡張し、その観点からすれば財産権は人格的基礎を有したことである。」²²⁾このような解釈は妥当なものであると思われる。

四、ロックの労働所有説と知的所有権

前述したように、ロックの労働所有説は物質財産の所有権を正当化するための哲学的解釈である。現代では、所有権の対象は物質財産とは限らず、知的財産（例えば、論文における思想やアイデアなどの知的・精神的なもの）というような無体物も議論されている。知的財産に関する議論には、知的財産にもロックの労働所有説が適用されうるかをめぐる争いがある。賛成派の主張は次の三点でまとめられる。第一に、無体物であれ有体物であれ、両者の共通点としていずれも労働を加えていることである。第二に、自然状態の有体物は共有物として存在しており、すべての共有物はコモンズに属しているが、同じように、無体物は知的コモンズに属しているものとみなすことができる。したがって、例えばニュートンが万有引力という理論を発見したことは知的コモンズから無体物を取り出すことだと考えられ、これはコモンズから有体物を取り出すのと同様だと言っていい。第三に、「他者にも十分にかつ同じようにたっぷりと残されている」こと及び「ものが損なわれないうちに生活の何らかの便宜のために人が利用できる限り」というロック的但し書きは、知的なものである無体物の場合にも適合する。

しかしながら、ロックの労働所有説が知的所有権を正当化するにはいくつかの問題が生じる、という批判がある。まず、大谷卓史の論文「著作権の哲学」²³⁾によれば、次の三点が挙げられる。第一に、ロック的所有権が天賦不可

侵の自然権に帰属することに対する批判である。仮に精神活動の産物にもロック的所有権を与えるならば、そこで産出された無体物は産出した人物の所有物だということになる。しかし誰かの所有物であるということは、他人は所有者に無断でその所有物を勝手に利用することが許されないということである。すると、知的所有権を認めることによって他人がそれを利用できなくなり、他者の思想の自由や言論の自由が制限されてしまい、結果として将来の創造活動に大きな負の効果をもたらすことになる。第二に、「ある人の知的活動は、多くの先人たちに負っているのだから、精神活動の産物に対して独占的な権利を与えるべきだという主張は、歴史上連綿と続いてきた精神活動の果実を表現したに過ぎない最後の一人だけに権利を与えるということを正当化しないとされる」²⁴⁾。そもそもあらゆる知的財産は過去の知的財産からの引用や参照、そして相互の影響によって成立するものである。ニュートンさえも、自分の業績が巨人の肩の上に立つと言っている。だとすれば、たとえ知的財産が労働の成果とみなされるとしても、その労働は特定の一人の人物だけでおこなったことではないのである。最後に、ロック的所有権は伝統的な自由主義・自由権の思想に基づき、無体物を正当に獲得するならば、絶対的な支配権を有し、つまり自由に支配できるということを意味する。しかし、知識や情報などのような無体物が排他性・競合性がないため、仮に複数の人が同時に使用・シェアしても、当該所有者の自由を侵害することにはならない。所有権の主張は、単に当該所有者以外の人の自由を制限することになってしまう。

大谷の批判を踏まえるなら、知的財産をロック的所有権論の対象とみなすことによって、有体物の場合は明らかだった窃盗などの不正行為が、知的財産の剽窃や盗用の場合には根拠が不明瞭になってしまう。剽窃や窃盗が不明瞭になってしまう事例として、例えば、次の可能性がありうる。まず、所有権に関して、従来の法律や哲学は、すべて有体物を土台にしたものである。というのは、

ローマ法などの従来の法律は物を「有形」という外的形態や、特定の時間に特定の場所を占めるという特徴によって定義するからである。したがって有体物は「競合性」²⁵⁾があり、それを自分の物にするためには少なくとも空間的な移動が必要である(ただし、「占有」のように仮想的な移動に留まる場合もある)。そのため、それを「盗む」場合には、本来の所有者の位置から盗人の位置への「移動」が想定される。しかし、無体物である知的財産には、そのような規定が当てはまらない。例えば無体物を盗む(盗用する)場合には、こうした空間移動が存在しない。同一のものが所有者のもとに留まる一方で、盗人のもとにも留まる。したがって、無体物は有体物と違って、その盗用の判定をしにくいのである。

次に、有体物には「排他性」²⁶⁾があり、それを取得したり譲渡したり破棄したりすれば、物体の移動として理解できる。しかし、無体物は物体として存在するわけではないので、どこからが取得でどこからが譲渡なのかがはっきりとしない。例えば、文章をそのまま盗用する「コピペ」であれば、二つの文章を比較すれば盗用の事実は明白である。しかし、ある文章に書かれた思想やアイデアが、他人の書いた別の文章における思想やアイデアと類似していた場合、それが単なる類似なのか剽窃なのかははっきりしないし、場合によっては書いた本人にすらそれが分からないということがありうるのである。また、「他者にも十分にかつ同じようにたっぷりと残されている」というロック的但し書きの条件を考えると、知的財産には排他性がないため、誰が使っても無くならないので、但し書きの条件に当てはまってしまう。

そして、ロックの労働所有説において、「労働」それ自体の定義がさほど明確ではない点も問題になる。例えば、ロックは労働を加えれば、物に対する所有権を確定できると主張しているが、ノージックは反対の例として次のように述べている。私がトマトジュースを海に入れれば、そのトマトジュースは海全体

に薄まって広がっていく。しかし、いくらトマトジュースの投入という私の行為が労働の一種だったとしても、それによって混入された海全体が私の所有物になることはありえない²⁷⁾。知的財産の場合も、このノージックの議論と同じことが言える。私がある哲学者について何か斬新な解釈を発表し、それが世間で広く受け入れられていったとしよう。すると、その哲学者について書かれた世間の文書の多くに私の解釈が用いられることになるが、それら全てに私が知的所有権を主張することは現実的ではないし、不適切ですらあるだろう。

以上が、知的財産のような無体物の所有権は単にロックの労働所有説から裏付けることができない、という批判である。ゆえに、知的所有権は財産権や所有権と異なってロックの枠組みでは天賦的権利に帰属しないのである。日本では、文化的な創作物に対する知的所有権に関わる法律『著作権法』が制定されている。中国にも『中華人民共和国著作権法』²⁸⁾が定められているが、論文の盗用・剽窃が著作法に適用すべきかについて賛否両論である。賛成派の意見では、論文が著作権法における「文字作品」に当てはまることができるため、適用は当然である。一方、反対派の意見では、論文という学術の盗用・剽窃の認定基準が著作権法における著作権侵害の基準と一致せず、後者がより厳格であり、しかも論文の盗用・剽窃を裁判所に訴訟するケースも極めて稀だという理由で、論文の盗用・剽窃は著作権法より、学問的倫理という範囲に置かれて検討すべきだとされる²⁹⁾。実際には、論文の盗用・剽窃に対して大学側は『著作権法』によるのではなく、各大学自らの制定した倫理的な規定によってそれを処分することが一般的である。それゆえに、人文研究者の研究不正についても、著作権法への違反ではなく学問的倫理の枠組みの中で考えなければならないのである。

今や研究倫理が国際的に求められつつある学術的環境では、論文の盗用・剽窃は研究倫理に違反する行為だという認識が共通しており、それに対する倫理

的規定は各大学や学会で明確に決められつつある。このような背景を考慮すると、ロックの労働所有説が知的所有権の法的正当性を提供することができなくても、倫理的規定としては有効である可能性が残されていると思われる。言い換えれば、論文などの知的所有権は法的権利でなく、道徳的権利とみなすことができるのである。そうであるならば、研究倫理の正当性はそうした道徳的権利によるものといってもよい。

おわりに

人文科学における論文の盗用・剽窃の問題の原因としては、文化からの影響があげられる。すなわち、それは学問の基礎が「ものまね」を基にしていること、そして学問における研究成果を「所有権」の枠組みで考察することが難しい、ということである。そのため、論文の盗用・剽窃の原因を分析するにあたって、「学問の基礎」と「所有権」を考察する必要がある。本稿は東西における学問の基礎を論じたうえ、ロックの労働所有説に基づく知的所有権について考察を行った。

これまで考察してきた内容をまとめると、次のようになる。人文系の論文の盗用・剽窃が多発する原因としては、学問への理解という文化的影響をも受けており、その根本は東洋文化においては学問の成果に対する「所有権」という意識が薄いということである。このような結論からすれば、人文科学における研究倫理教育を行う際に、研究倫理の規則を教えるほかに、「権利」意識を育てることも重要である。なぜなら、規則はあくまでも他律であり、規制の役割を果たすが、「権利」意識それ自体は自律の役割を果たすからである。しかし、知的所有権については、単なるロックの労働所有説を通じた検討では十分に適切とは言えない。なぜならばロックの労働所有説は物質財産を対象に論じる理論であり、知的なものは物質財産と違って、実質的な「占有」がなくても成り立

つため、多くの人が情報を共有することが可能になり、「ロック的但し書き」の条件に当てはまってしまうのである。この点に関しては、カントの法論を通じて検討する必要がある、それを今後の課題としたい。

(付記) 本論文は中国国家留学基金の奨学金を受けた研究成果の一部である。

註

1) 「論文で盗用、東大が博士号取り消し…北大准教授」『読売新聞』、2017年11月30日付。「読売新聞によると、東大は2017年11月30日、大学院に在籍していた元女子大学院生周さんの博士論文に盗用があったとして、博士号を取り消したことを発表した。東大は外部からの指摘を受けて調査したところ、日中の新聞比較などに関する彼女の論文の320カ所で、他人の著作物の文章を勝手に引き写したり、用語などを少し変えて使用したりしていたという全体の約3割に不適切な引用などがあったと判断した。周さんは故意ではないと説明しているが、東大は不適切な引用が主要部分に及ぶことから「研究成果の盗用に当たる」と判断した」。

2) 中华网、「北大女博士涉嫌抄袭被撤销学位，状告母校（論文で盗用、北京大学が博士号取り消し、博士が裁判所に訴訟）」

https://news.china.com/socialgd/10000169/20170117/30184159_all.html

2018年9月閲覧。「名門の北京大学歴史係の元博士于さんは、2013年七月に『国際新聞界』という学術誌に論文「1775年法国大众新闻业的投石党运动（1775年フランスにおける大衆新聞業の投石党運動）」を発表した。次年の八月に、その論文は多くの部分が直接に原作者の論文（フランス語）を翻訳し、注釈もほぼそのままで引き写されたことが指摘され、北京大学に告発された。北京大学は于さんの論文には実質上剽窃という不正行為があるため、博士号を撤回するという決定をした。于さんはこの決定に不服申し立てを裁判所に訴えたが、裁判官は北京大学が博士号撤回の決定をする過程において「手続き的な正義」に

違反したという理由で、その決定が無効だと裁判を下ろした。一方、予さんが博士号を復帰すべきという訴求は裁判所からの支持を得られなかった。双方は手続きの正義に従って再決定を決める審査を行うべきだという裁判の結果になる。」

3) 山崎茂明『科学論文のミスコンダクト』、丸善株式会社、2015年。

4) Guo-Sheng Wu "Science and Art: A Philosophical Perspective" p. 70. Arts:A Science Matter (Maria Burguete and Lui Lam eds)World Scientific, 2011.

5) 田村松平「ギリシア自然学序論」『ギリシアの科学（世界の名著）』、中央公論社、1995年、7頁。

6) 下中弘 et al. eds『哲学事典』、平凡社、1992年、222頁。

7) 宇野哲人『論語 上』、明德出版社、2010年、39頁。

8) 韓愈『韓昌黎文集校注』、上海古籍出版社、1986年、42頁。

9) 福沢諭吉「学問のすすめ」『福沢諭吉（世界の名著）』、中央公論社、1998年、52頁。

10) ガブリエル・タルド『模倣の法則』（風早八十二訳）、而立社、1924年、3頁。

11) 韓愈、前掲書、44頁。

12) 新村出 et al. eds『広辞苑第四版』、岩波書店、1991年、134頁。

13) Peter Drahos, (山根 崇邦訳)「A Philosophy of Intellectual Property(2)」、『知的財産法政策研究』、2011年、273頁。

14) Drahos,前掲書、274頁。

15) John Locke, Two Treatises of Government (統治論)『ジョン・ロック（世界の名著）』、中央公論社、1998年、32頁。

16) Locke,前掲注、33頁。

17) Locke,前掲注、34頁。

18) Drahos,前掲書、275頁。

19) Locke,前掲注、32頁。

20) Drahos,前掲書、275頁。

21) Drahos,前掲書、276 頁。

22) 易继明「评财产权劳动学说（財産権労働説についての考察）」、『法学研究』、2000 年、175 頁。

23) 大谷卓史「著作権の哲学」『吉備国際大学研究紀要』第 21 号、2011 年、7 頁。

24) 大谷卓史、前掲注、7 頁。

25) 競合性とは、特定個人によるその財の利用が他人の利用と両立し得るか否かという意味である。『応用倫理学辞典』、304 頁。

26) 排他性とは、『応用倫理学辞典』によれば、その材の物理的・コスト的なあり方(価格など)に応じて他人の利用を排除できるか否か、という意味である。『応用倫理学辞典』、304 頁。

27) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, 1974, pp.174-175 (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』、木鐸社、1992 年、293-294 頁)。

28)『中華人民共和国著作権法』第 46 条明確規定は次のとおりである。「有下列侵权行为の、应当根据情况，承担停止侵害、消除影响、公开赔礼道歉、赔偿损失等民事责任，并可以由著作权行政管理部门给予没收非法所得、罚款等行政处罚：剽窃、抄袭他人作品的；未经著作权人许可，以营利为目的，复制发行其作品的。（「以下の違反行為があった場合、侵害の停止、影響の排除、謝罪、状況に応じた損害賠償などの民事責任を負い、違法収入や罰金を著作権管理部門が没収するなどの行政処罰を課す可能性がある。他人の作品の盗作や剽窃、著作権者の許可なく営利目的で作品を複製、配布すること。）」

29) 齊愛民、周偉萌「(论学术抄袭的两面：以学术规范和法律规范的区别为视角) 學術的剽窃の両面性について一学問的規範と法的規範の区別から」『重慶大学学报（社会科学版）』第 16 卷第 6 期、2010 年、86 頁。

A study of proprietary rights from the perspective of research ethics

Jiacheng Yu

Graduate School of Letters (Doctor's Degree Program), Hiroshima University

Although research ethics and research ethics-related issues have been widely discussed and studied recently, plagiarism is still prevalent in colleges and universities, particularly in liberal arts disciplines. The current study is focused on the theory that plagiarism is not only related to the influence of the culture under which the author lives, but also the consciousness of rights in their culture. To examine this issue, we compared the understanding of the term “academic” between individuals from eastern and western cultures, and examined the concept of property rights. Based on the above consideration, the following conclusions can be drawn. In terms of understanding the concept of property rights, individuals from eastern cultural backgrounds exhibited less understanding than individuals from western cultural backgrounds. Intellectual property, which differs from property, cannot be explained by Locke’s labor theory. According to these two points, when we educate university students about research ethics, we should pay attention to education about research rules, as well as the consciousness of intellectual property rights, which most eastern universities do not teach due to cultural factors.